



# 町立幼稚園 園児を募集します

問合せ 学校教育課 学務担当 内線 389・390

対 象	入園資格	入園願書 配布	入園願書 受付	願書受付に 持参するもの	保育料等	
3 歳児 平成 17 年 4 月 2 日～ 平成 18 年 4 月 1 日生	各幼稚園区内に住所があり、 住んでいる方（園区範囲を参照）。 ただし、平成 21 年 3 月末までに 杉戸町に転入が確実な方は、建 築確認書等、証明になる書類の 写しを添付して各幼稚園にお申 込みください。 ※集団生活を行う上で心配のある 方は、入園申込の際にご相談 ください。 ◎ 1 学級の人数 3 歳児 20 人 4 歳児 35 人 5 歳児 35 人 4 歳児・5 歳児を優先に受け入れ ます。 ※ 3 歳児は、各幼稚園の施設収 容状況と保育の実情から、園区に かかわらず希望する幼稚園にお 申込みください。受け入れは、施 設状況等により決定します。	配布期間 10 月 29 日(水) 10 月 30 日(木) 10 月 31 日(金)	受付期間 11 月 4 日(火) 11 月 5 日(水)	・印鑑 ・入園願書 ・入園調査票  ※お子さんを 同伴してお申 込みください	入園料 5,000 円  保育料 年額 108,000 円  【バス送迎料】 (東幼稚園のバ ス利用者のみ) 年額 24,000 円	
4 歳児 平成 16 年 4 月 2 日～ 平成 17 年 4 月 1 日生		配布時間 14 時～ 16 時				受付時間 14 時～ 16 時
5 歳児 平成 15 年 4 月 2 日～ 平成 16 年 4 月 1 日生		保育公開 10 月 29 日(水) 9 時～ 11 時 (この時間も願書 を配布します)				受付場所 町立の各幼稚園
		配布場所 町立の各幼稚園				

園 名	園 区 範 囲
中央幼稚園	大字杉戸・杉戸 1～7 丁目・内田 1～4 丁目・清地 1 丁目（1 番・8 番・9 番・10 番）・倉松 1 丁目・大 字倉松字堀中沼廻・大字本島（字稻荷・字六八）・大字下高野字熊之面前の一部（746-1 番地・746-42 番 地・746-44 番地・746-45 番地）・字小川の一部（743 番地）・字万願寺の一部（621 番地）に住所があり、 居住している方
中央第二幼稚園	清地 1 丁目（2 番～7 番）・清地 2～6 丁目・大字清地・倉松 3 丁目 1 番・倉松 4～5 丁目・大字倉松（字 前・字雷電・字天神広町・字丑突）・大字本島（字南天神・字北天神）に住所があり、居住している方
東幼稚園	倉松 2 丁目・倉松 3 丁目（2 番～14 番）、大字倉松字井戸田・大字本島（字二本木・字二本木前・字二本木裏・ 字内土腐・字浮張・字庄兵衛・字弁天・字中水尾）・大字遠野・大字広戸沼・大字佐左工門・大字並塚・ 大字才羽・大字北蓮沼、大字大塚・大字屏風・大字深輪・大字椿・大字木津内・大字目沼・大字宮前・ 大字鷺美・大字木野川に住所があり、居住している方
西幼稚園	大字下野、大字下高野字上河原・字堤合・字江下野・字浅間前・字出戸・字後宿・字熊之面・字熊之面 前の一部（746-2 番地～746-41 番地・746-43 番地・746-46 番地～746-50 番地）・字小川の一部（699 番 地～713 番地）・字万願寺の一部（591 番地～609 番地・623 番地～698 番地）・字道六神・字箕輪・字 主殿新田裏・字主殿新田・字堂之下・字宮之下前・字志部・字屋敷添・字杉内・字佐内新田前・字佐内 新田裏・字大堀向道下・字小谷堀西・字小谷堀東・字新道向・字新道向下・大字茨島・大字大島・高野 台東 1～2 丁目・高野台南 1～5 丁目・高野台西 1～6 丁目に住所があり、居住している方
南幼稚園	大字堤根・大字本郷に住所があり、居住している方

※入学願書受付期間を過ぎてから入園希望をした場合、施設収容状況により希望する幼稚園に入れない場合があります。  
※保育園の入所案内は、広報 11 月号でお知らせします。  
なお、保育園の入園には入園基準がありますので、事前に福祉課児童福祉担当（内線 265・268）へお問合せください。

## 学習改善プランを作りました！

問合せ 学校教育課 学務担当 内線 386

教育委員会では、「全国学力・学習状況調査」や「埼玉県学習状況調査」等の結果を分析し、授業改善に生かすために杉戸町学力調査活用委員会を組織し、『杉戸町学習改善プラン』を作成しました。プランはリーフレットにまとめ、全小・中学生に配布します。ご家庭でもぜひ活用してください。

## 後期高齢者医療保険料の納め方

年金天引き（特別徴収）から  
口座振替（普通徴収）に変更できます

後期高齢者医療保険料を  
年金から天引きで納める方  
で、口座振替を希望する方  
は、町民課医療担当までお  
問い合わせください。

年金天引き（特別徴収）か  
ら口座振替（普通徴収）へ  
変更ができる方は、次のい  
ずれかの条件に該当する方  
です。口座振替での納付を  
ご希望の方は、町民課医療  
担当でのお手続きが必要と  
なります（口座振替を希望さ  
れない場合は、特にお手続  
きは必要ありません）。  
① 国民健康保険の保険税  
を、この 2 年間滞納するこ  
となく納めていた方が、本  
人の口座から振替により納  
付する場合。

② 連帯納付義務者（配偶者  
又は世帯主）がいる年金収  
入が 180 万円未満の方で、連  
帯納付義務者（配偶者又は  
世帯主）の口座振替により  
納付する場合。

※なお、お  
申出から口  
座振替の開  
始まで 2 ヶ  
月必要  
になります。  
問合せ 町民課  
医療担当  
内線 259・456



## 生垣設置補助制度のご利用を！

町では、住みよい環境のまちづくりを推進する  
ため町内で住宅のための土地に次の基準で生垣を  
新たに設置する方に生垣設置 1m 当たり 4,000 円  
（限度 6 万円）、生垣を設置する部分のブロック塀  
等の取り壊しに 1m 当たり 6,000 円（限度 9 万円）  
の助成をしています。

### 【基準】

- ・生垣は、道路に面しており、かつ、その長さが 3m 以上
- ・生垣の高さは、地盤面より 1m 以上
- ・植栽の本数は、1m 当たり 3 本を標準とし、植樹  
する樹木の位置は、道路境界線から概ね 30cm 後退  
した線
- ・角地においては、すみ切りをを行う
- ・設置前に申請し、承認通知を受けてから着手する

問合せ 建築課 開発建築指導担当 内線 344

## 障がいのある方を対象とした NHK 放送受信料の免除基準が 変わります

平成 20 年 10 月 1 日から免除基準が次のとおり変わ  
ります。

### 【全額免除】

「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉  
手帳」をお持ちの方が世帯構成員であり、世帯員全員  
が住民税非課税の場合に全額免除となります。

### 【半額免除】

次に該当する方が世帯主で受診契約者の場合に半額  
免除になります。

- ・視覚障がい又は聴覚障がいにより、身体障害者手帳  
をお持ちの場合
- ・身体障害者手帳をお持ちで等級が 1 級又は 2 級の場合
- ・療育手帳をお持ちで総合判定が A 又は A の場合
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちで等級が 1 級の場合
- ・戦傷病者手帳をお持ちで障がい程度が特別項症から  
第 1 款症の場合

申請手続き 福祉課に申請書を提出し、免除事由の証  
明を受けてください。申請書は福祉課にあります。申  
請の際には障がい者手帳及び印鑑をご持参ください。

問合せ 福祉課 障害福祉担当 内線 267・269

耐震診断 上限 4 万円  
耐震改修工事 上限 20 万円  
なお、この補助制度のご  
利用にあたっては要件がご  
ざいませので、詳しくはお  
問合せください。  
※この制度は、町で耐震診  
断等の費用の一部を補助す  
るもので、町が耐震診断等  
を行うものではありません  
ので、ご注意ください。  
問合せ 建築課 開発建築指導担当  
内線 344

あなたのお宅は、大丈夫？  
耐震で安心の  
家にしましょう  
町では地震による建築物  
の倒壊等の被害を防ぎ、安  
全な建築物の整備を促進す  
るため、既存木造住宅の耐  
震診断及び耐震改修工事を  
補助しております。耐震診  
断及び耐震改修工事をお考  
えの方は、ぜひご利用くだ  
さい。

